

平成25年第3回 広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	その他の議案	計	報告	決算認定案
1件	9件	7件	17件	6件	3件

1 予算案

- (1) 平成25年度広島市一般会計補正予算（第3号）

2 条例案

- (1) 広島市区の設置等に関する条例の一部改正について  
（企画総務局）

町の区域の設定に伴うもの

佐伯区の区域の表示に五日市港一丁目を追加

施行期日 公布の日から起算して1か月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 広島市市税条例等の一部改正について (財政局)

地方税法の改正に伴うもの

(主な改正内容)

#### 個人の市民税

- 1 公的年金等に係る特別徴収制度の見直し

年度の前半と後半の徴収税額の平準化を図るため、年度の前半の徴収税額を、前年度分の年税額の2分の1に相当する額とする。

施行期日 平成28年10月1日

- 2 公社債等に対する課税の変更

特定公社債等に係る利子所得等及び譲渡所得等について課税対象とするとともに、これらの所得並びに上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等との間で損益通算を可能とする。

施行期日 平成29年1月1日

(3) 広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正について (財政局)

地方税法の改正に鑑み、税外収入金に係る延滞金の割合を引き下げるもの

区 分	現 行	改 正
延滞金の割合	年 14.6% (負担金及び占用料は、年14.5%)	特例基準割合+年 7.3%
納付期限後1か月以内の部分	年 4.3%	特例基準割合+年 1%

※特例基準割合とは、財務大臣が告示する貸出約定平均金利に年1%を加算した割合である。

施行期日 平成26年1月1日

(4) 広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部改正について (健康福祉局)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの

介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者が特例的に児童福祉法に基づく障害児通所サービスを提供する場合の人員、設備及び運営の基準を定める。

施行期日 平成25年10月1日

(5) 広島市国民健康保険条例等の一部改正について（健康福祉局）

地方税法の改正に鑑み、国民健康保険等の保険料に係る延滞金の割合を引き下げるもの

区 分	現 行	改 正
延滞金の割合	年 14.6%	特例基準割合+年 7.3%
納付期限後1か月以内の部分	年 4.3%	特例基準割合+年 1%

※特例基準割合とは、財務大臣が告示する貸出約定平均金利に年1%を加算した割合である。

施行期日 平成26年1月1日

(6) 広島市下水道条例の一部改正について（下水道局）

小規模下水道を廃止するもの

名 称	主たる施設の位置
広島市ふじビレッジ下水道	安佐北区安佐町大字飯室921番地512
広島市くすの木台下水道	安佐北区安佐町大字くすの木台48番地31

施行期日 広島市ふじビレッジ下水道については平成25年10月1日、広島市くすの木台下水道については同年11月1日

(7) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について  
（都市整備局）

新たな地区計画の決定に伴い、建築制限対象地区及び建築制限内容（用途、壁面の位置等）を定めるもの

（新たな建築制限対象地区）  
西風新都石内上中地区（佐伯区）

施行期日 公布の日

(8) 広島市市営住宅等条例の一部改正について（都市整備局）

市営住宅を廃止するもの

名 称	位 置
<small>しも おおまち</small> 下大町住宅	安佐南区大町西二丁目

施行期日 公布の日

(9) 広島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
(水道局)

- 1 下地区簡易水道事業の湯来地区簡易水道事業への統合等のため、簡易水道事業の給水区域、給水人口等を改めるもの

施行期日 水道法第10条第1項の規定による県知事の認可の日から起算して1か月を超えない範囲内において規則で定める日

- 2 町の区域の設定に伴い、佐伯区の給水区域に五日市港一丁目を追加するもの

施行期日 公布の日から起算して1か月を超えない範囲内において規則で定める日

3 その他の議案

(1) 町及び字の区域の変更について  
(企画総務局)

住居表示の実施等のためのもの

(佐伯区)

現 在	変 更 後
五日市町大字口和田の字追谷及び字城ノ下の各一部	利松二丁目
五日市町大字口和田の字才崎及び字寺垣内の全部並びに字追谷、字城ノ下及び字小林の各一部並びに利松二丁目の一部	八幡東四丁目

(2) 字の区域の変更について  
(企画総務局)

土地区画整理事業によるもの

(佐伯区五日市町)

大字	小字	
	現在	変更後
石内 いしうち	欠ヶ口 <small>かけがぐち</small> の一部	兼丸 <small>かねまる</small>
	竹ノ久保 <small>たけのくぼ</small> の一部	
	道ノ下 <small>みちのした</small> の一部	
	百石 <small>ひゃくいし</small> の一部	桑原 <small>くわばら</small>
	万力 <small>まんりき</small> の一部	
	福永 <small>ふくなが</small> の一部	
	道狭 <small>みちばさみ</small> の一部	
	松丸 <small>まつまる</small> の一部	
	桑原 <small>くわばら</small> の一部	松丸 <small>まつまる</small>

(3) 新たに生じた土地の確認及び町の区域の設定について  
(企画総務局)

公有水面の埋立てによるもの

位 置	面 積	新たに設定する町の区域
佐伯区 <small>いづか</small> の五日市町 <small>いちちよう</small> 及び五日市港 <small>いちちこう</small> 二丁目のそれぞれの地先	36万7,322.48㎡	佐伯区 <small>いづか</small> 五日市港 <small>いちちこう</small> 一丁目

(4) 市道の路線の廃止について  
(道路交通局)

南4区230号線ほか4路線

(5) 市道の路線の認定について  
(道路交通局)

中2区211号線ほか9路線

(6) 契約の締結について  
(道路交通局)

広島駅新幹線ロペDESTリアンデッキ(仮称)新設その他工事

委託金限度額 27億3,311万円

委 託 先 独立行政法人都市再生機構

(7) 平成24年度広島市下水道事業  
会計未処分利益剰余金の処分について  
(下水道局)

平成24年度広島市下水道事業会計未処分  
利益剰余金を減債積立金に積み立てるもの

処分量 9億3,094万484円



#### 4 報告

##### (1) 専決処分の報告について (道路交通局ほか)

##### 道路の管理瑕疵等による損害賠償額の決定

###### 道路の管理瑕疵

9件 424万7,422円

###### 交通事故

3件 12万9,523円

###### その他

1件 18万4,653円

##### (2) 専決処分の報告について (道路交通局ほか)

##### 工事請負変更契約の締結

##### 1 広島南道路西部工区上部工事 (その 2)

###### 請負金額の変更

変更前	8億831万6,768円
変更後	7億7,283万4,650円

2 恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事

請負金額の変更

変更前	16億3,812万6,145円
変更後	16億7,011万7,400円

3 広島南道路観音工区道路新設工事  
（その3）

工期の終期の変更

変更前	平成25年8月30日
変更後	平成25年9月30日

(3) 専決処分の報告について  
（都市整備局）

市営住宅に係る家賃等の長期滞納者に対する家屋明渡等の訴えの提起

2件

(4) 専決処分の報告について  
（都市整備局）

市営住宅に係る家賃等の長期滞納者との即決和解

3件

(5) 法人の経営状況報告について  
(企画総務局)

公立大学法人広島市立大学

(6) 公立大学法人広島市立大学の業  
務実績に係る評価結果の報告に  
ついて (企画総務局)

公立大学法人広島市立大学の平成24年度  
の業務実績に係る評価結果を報告するもの

## 5 決算認定案

(1) 平成24年度広島市水道事業決算

(2) 平成24年度広島市下水道事業決算

(3) 平成24年度広島市病院事業決算

[追加提出予定案件]

(1) 人事委員会委員の選任の同意について (企画総務局) 任期満了によるもの

(2) 平成24年度決算に係る健全化判断比率の報告について (財政局)

(3) 平成24年度決算に係る資金不足比率の報告について (財政局)

(4) 平成24年度広島市各会計歳入歳出決算

[参考]

(1) 人権擁護委員候補者の推薦について (市民局) 任期満了によるもの